

徳山工業高等専門学校受託研究実施規程

(趣 旨)

第1条 徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の実施については、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において、「受託研究」とは、外部からの委託を受けて行う研究であつて、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入条件)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがない場合に限り行うこととし、次の各号に掲げる条件を付して受け入れるものとする。

- 一 委託者が一方的に受託研究を中止することができないこと。
- 二 受託研究に要する経費は、直接経費、間接経費及び受託料とし、受託契約において定める経費を当該研究の開始前に納付すること。
- 三 委託者が納付した受託研究に要する経費は、返還しないこと。
- 四 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
- 五 やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においてもその責を負わないこと。
- 六 受託研究の結果、知的財産権等の権利（特許権、実用新案権及び意匠権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することができない。
- 七 その他必要と認める条件

2 やむを得ない理由により受託研究を中止した場合において特に必要があると認めるときは、前項第3号の規定にかかわらず不用となった経費の額の範囲内において、その経費の全部又は一部を返還することができる。

3 委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体であるときは、第1項の条件についてはこれを付さないことができる。

(受入れの決定)

第4条 受託研究の申し込みをしようとする者は、受託研究申込書（別紙第1号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、あらかじめ受託研究を担当する職員（以下「研究者」という。）に受託研究計画書（別紙第2号様式）の提出を求め意見を聞いた上で、運営委員会に諮り受入れを決定するものとする。

3 校長は、前項の受託研究の受入れを決定したときは、契約担当役にその旨を通知するものとする。

(契 約)

第5条 契約担当役は、前条第3項の通知を受けたときは、速やかに受託研究契約書を締結するものとする。

2 契約担当役は、前項の契約を締結したときは、校長にその旨を報告するとともに、研究者に通知するものとする。

(中止又は期間の延長)

第6条 研究者は、受託研究を中止する必要があるとき、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちにその旨を校長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 校長は、前項の報告により受託研究の中止又はその期間の延長についてやむを得ないと認めるときは、これらの中止又は延長を決定し、契約担当役に契約を変更させるものとする。

3 契約担当役は、契約を変更したときは、校長にその旨を報告するものとする。

(研究報告等)

第7条 研究者は、受託研究が終了したときは、受託研究終了報告書（別紙第3号様式）を校長に提出しなければならない。

2 委託者への受託研究結果の報告は、研究者が行うものとする。

3 研究者は、受託研究の成果を公表するときは、委託者の同意を得るとともに、校長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月8日一部改正）

この規程は、平成22年9月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月9日一部改正）

この規程は、令和元年5月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月8日一部改正）

この規程は、令和3年4月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙第1号様式

令和 年 月 日

徳山工業高等専門学校長 殿

住所

名称

氏名

受託研究申込書

徳山工業高等専門学校受託研究実施規程を遵守のうえ、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 希望する研究担当者 学科等 氏名
- 4 研究に要する経費 円（消費税を含む）
- 5 希望する研究期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 6 研究用資材、器具等の提供
- 7 その他

令和 年 月 日

徳山工業高等専門学校長 殿

研究担当者

学科等

氏 名

受 託 研 究 計 画 書

令和 年 月 日付けで申込みのありました受託研究の実施計画を、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 委託者 所属 氏名
- 2 研究題目
- 3 研究方法

- 4 研究の場所
- 5 研究の設備
- 6 研究経費 円 (内訳は別紙研究経費算定内訳書のとおり)
- 7 研究期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 8 受託に対する見解

(注)受託することが本校の教育研究上有意義と認められる理由、本校の運営に与える支障の有無等記載すること。

- 9 その他

研究経費算定内訳書

- 1 研究題目
- 2 委託者
- 3 研究経費内訳

区分	金額	算出根拠
1. 直接経費	円	
諸謝金		協力者に対して支払う経費 ○○○円×○時間×○人×消費税
旅費		調査等を行うために要する経費 教授 ○泊○日 ○, ○○○円×○回
備品費		機械器具の購入に要する経費 ○○○装置 ○台 円
消耗品費		実験材料, 文具等消耗品の購入に要する経費 実験材料 一式 円 文房具 一式 円
光熱水費		電気・ガス・水道料で研究に要する経費
賃金		
その他		上記以外の経費
2. 間接経費		上記直接経費総額の30%に相当する額 (国等をのぞく。)
3. 受託料		機構受託研究実施規則取扱要領第2条で定められた額
合計		

令和 年 月 日

徳山工業高等専門学校長 殿

研究担当者

学科等

氏名

受託研究終了報告書

下記のとおり、受託研究を終了したので報告いたします。

記

1 研究題目

2 研究結果概要

(注)研究結果については、概要を記載し結果（知的財産権等の発生を含む。）の詳細を添付すること。

3 その他